

2018.5.14 リーガルテック意見交換会

裁判のIT化と 民間事業者の役割

田辺総合法律事務所
弁護士 吉峯 耕平

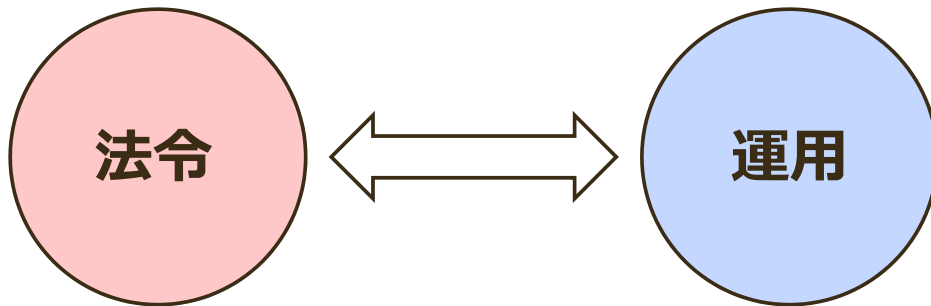
1

「取りまとめ」の要点と論点

- 訴訟記録の全面デジタル化があっさり決まった
- 対象は民事訴訟法からスタート
 - 一般ルールからの整備
 - セキュリティの観点
- これから論点になりそうなポイント
 - システム構築のあり方（セキュリティ含む）
 - 判例・記録の公開の範囲・手続
 - 本人訴訟と非弁

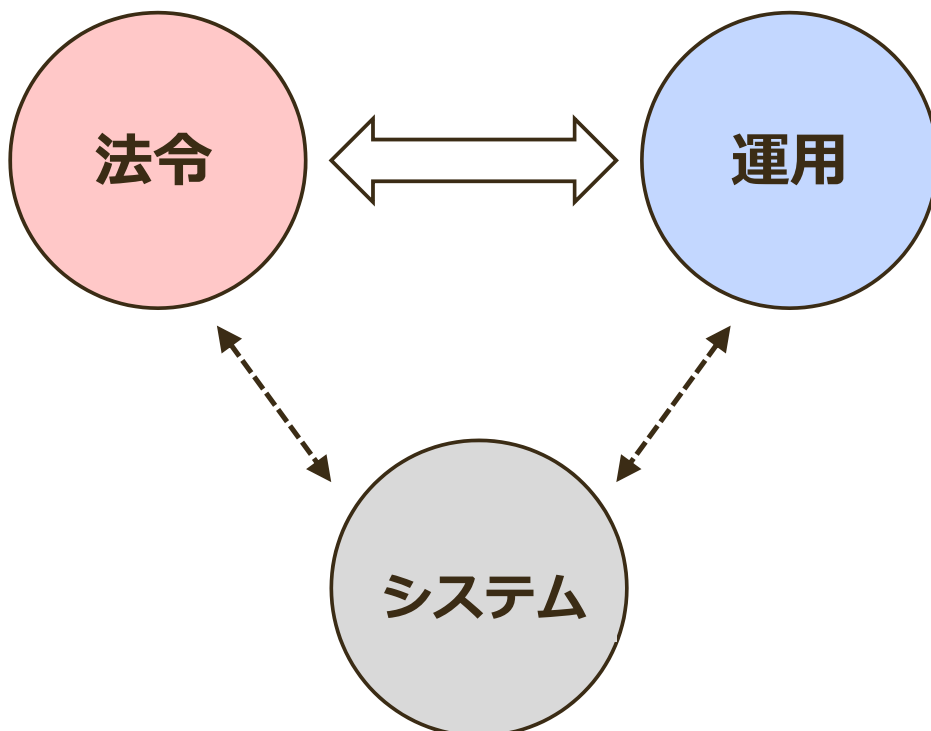
2

これまでの民事訴訟法の改善運動



Ex. 弁論兼和解と新民事訴訟法（弁論準備手続）

裁判のIT化によりシステムの観点が必要に



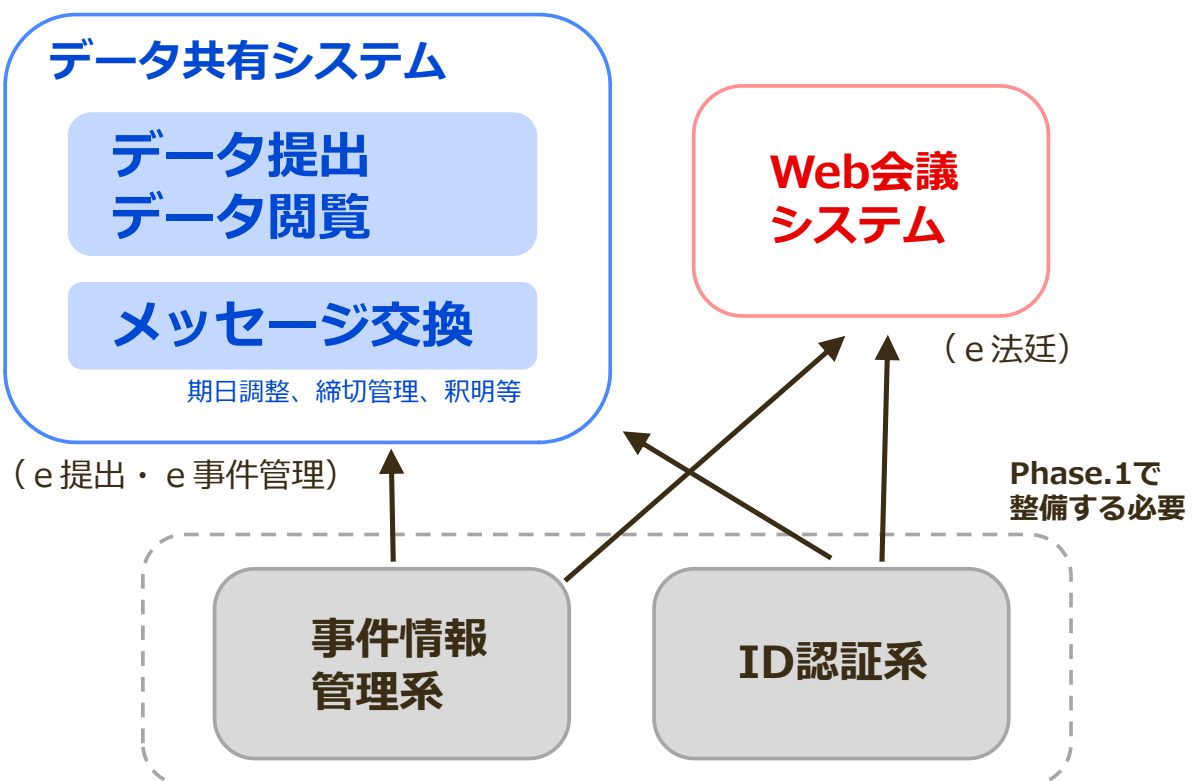
裁判手続等の IT 化検討会 委員名簿

<有識者>

・ 安達 祐介
株式会社三井住友銀行 総務部法務室上席室長代理
・ 笠井 正俊
京都大学大学院法学研究科教授
・ 日下部 真治
アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
・ 杉本 純子
日本大学法学部法律学科准教授
・ 平岡 敦
たつき総合法律事務所パートナー
・ 福田 剛久
田辺総合法律事務所パートナー
・ 増田 悦子
公益社団法人 全国消費生活相談員協会理事長
・ 宮内 宏
宮内・水町 IT 法律事務所パートナー
・ 山本 和彦 (座長)
一橋大学大学院法学研究科教授
・ 湯浅 壘道
情報セキュリティ大学院大学教授
<政府>
内閣官房日本経済再生総合事務局
内閣官房副長官補室
法務省大臣官房司法法制部
法務省民事局
<オブザーバー>
最高裁判所事務総局民事局

- 技術者、システム構築の専門化は不在 (おそらく意図的)
- 取りまとめにはシステムの視点は希薄
- 構築されるべきシステムのイメージは、現時点では共有されていない

システム全体像のイメージ (私見)



取りまとめ

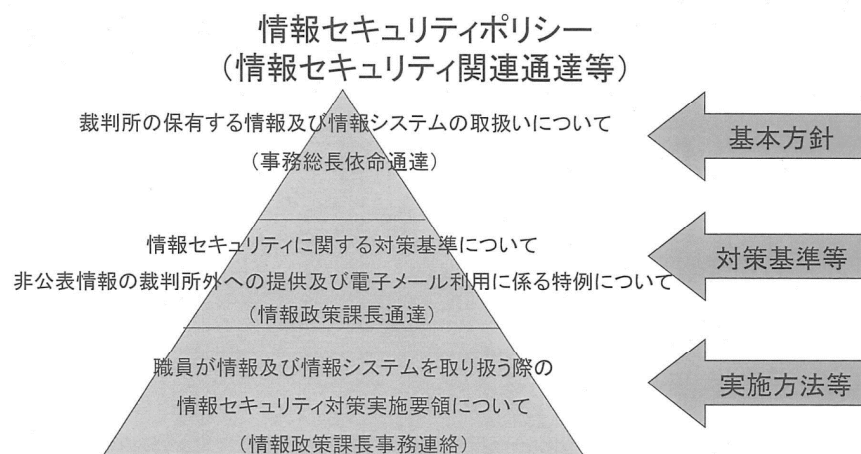
裁判におけるオンライン申立てや電子情報の提出等を可能とするシステムの設計・運用に当たっては、防衛分野や金融サービス分野等で用いられるシステムのように高度の機密や経済的利益の獲得を直接の目的としたサイバー攻撃等のリスクが常時存し、一時のシステム停止も許されないことを前提としたシステムと比べ、これと同水準のセキュリティ水準を確保するようなことは求められない。その観点からは、システム利用の認証についても、電子署名を基盤としたデジタルIDを必須の前提とせず、様々な認証手段（例えば、ID・パスワード等）を許容することも考えられよう。

さらに、IT化のために必要となるシステム構築に当たっては、ITに関する技術的進化の速さを念頭に、迅速に設計から実現までのプロセスを進めていくことが望まれる。その過程では、既存のシステムとの関係整理のほか、IT技術の将来的進展に対応できる柔軟性・拡張性を確保していく必要がある。民間のサービス・技術との連携も視野に入れて、必要な情報セキュリティの確保を前提に、**API連携**（複数システム間の連携や外部サービスの機能活用・共有等）、**クラウド化**、**データ形式のオープン化**等の様々な可能性を検討していくことも考えられる。

7

裁判所のセキュリティ基準

(2) 裁判所の情報セキュリティに関するルール



各通達等は、J・NETポータルに掲載されている。

ログイン→「最高裁各局課からのお知らせ」→「記事検索」→フリーワード『セキュリティポリシー』又は『セキュポ』で検索すると便利

要点をまとめたものが「情報セキュリティポリシーの要点(裁判官用)」(以下「要点」と表記)

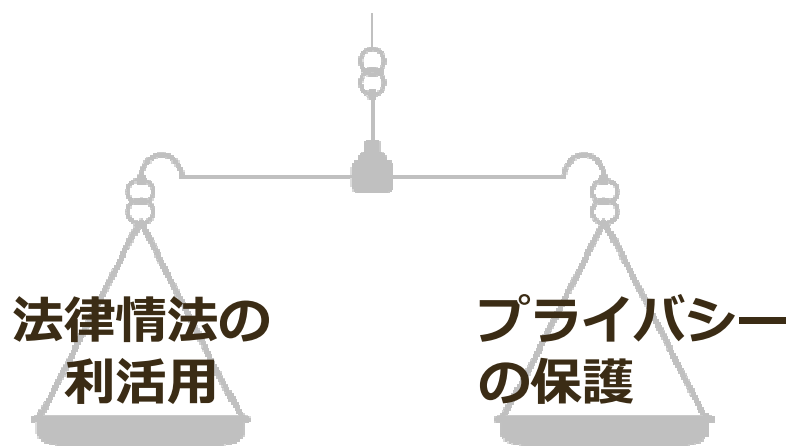
21

ここまでのまとめ

- 「取りまとめ」は、システムについては多くを語らないが、IT技術の進歩の早さを前提に、柔軟なシステム構築を意識している
- 法令／運用／システムという3つの制約があり、通常のアジャイル開発は困難な面がある
- 法令とシステムのコンセプトを検討する初期段階に、技術的な観点を踏まえる必要
Ex. Security by Design
- 最高裁・法務局の体制整備と民間からの活発な意見が肝要

9

公開に関する利益対立



記録／判決を公開することの
社会のメリットは何か？

匿名化してもプライバシー侵害が生じることが、個人情報保護の議論で共通認識に

匿名化のコストは大きい

10

3つの公開

裁判の公開

- 憲法82条「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」
- 弁準、弁論、証人尋問

記録の公開

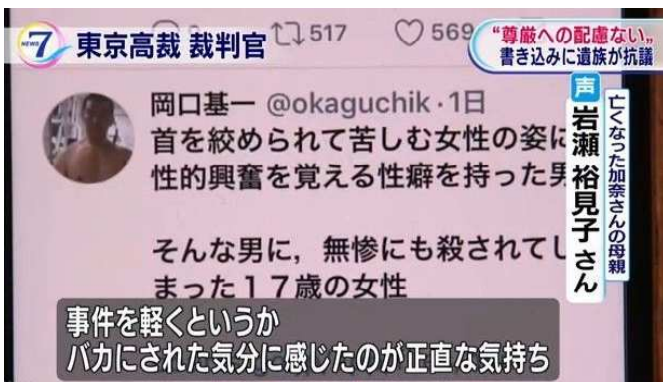
- 利害関係人の謄写
- 一般人の閲覧

判決の公開

- ルールは不透明
- 公式判例集（民集・刑集等）
- 判例雑誌／DBを通じた公開
- 裁判所ウェブサイト（速報）

11

岡口裁判官Twitter舌禍事件



選別基準は以下で閲覧できる

町村教授Blog

<http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/legal-info-a9e3.html>

FACTA 主筆Blog

<https://facta.co.jp/blog/archives/20180118001371.html>

(庶ろ-06)
平成29年2月17日

高等裁判所事務局長 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局広報課長 氏 本 厚 司
最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一
最高裁判所事務総局民事局第一課長 餘 分 宏 聡
最高裁判所事務総局刑事局第一課長 福 島 直 之
最高裁判所事務総局行政局第一課長 小 田 真 治
最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和 波 宏 典

下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について

(事務連絡)

裁判所ウェブサイトの下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準につきまして、同判例集の意義が社会的に関心の高い裁判例を適時に知ってもらうという速報性にあるとの観点から、別添の選別基準を策定しましたので、平成29年3月1日から、同基準によって掲載裁判例の選別を行ってください。なお、下級裁判所判例集の名称につきましては、その意義が上記のとおり速報性にあることから、「下級裁判所裁判例速報」に変更することとします。

12

公開の「程度」 — 記録の公開を例に

民事裁判の記録は、閲覧についていえば一般に公開されているが……

事実上の障碍 ⇔ プライバシー保護の機能

- 裁判所に行かないと閲覧できない
- 遠隔地の裁判所に行く不便
- 事件を特定できるか

記録の公開の落ち着きどころ（私的予想）

記録閲覧について、全面Web公開に踏み切れないとしたら、落ち着きどころは予想できる

- 裁判所の端末で全国の裁判記録を閲覧可能に（地理的制約の除去）
- 裁判記録の保存年限（現行5年）の延長
- 全ての記録を部外者が自在に閲覧することは難しそう（裁判所の利活用は進む）

裁判例の識別子 (ID)

裁判所・判決年月日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成28年3月25日判決 

事件番号

平21 (ワ) 1177号・平25 (ワ) 98号・

平25 (ワ) 771号 

掲載雑誌

判時2331号74頁・金商1526号18頁

判例データベース

LEX/DB25542759

2016WLJPCA03256002





アメリカではオープン
サイテーションの議論

15

AIと記録・判例の公開

- AI化の推進のためには大量のデータ公開が必要／有用
- どういうデータがあれば、どういうことができそうなのか（判決だけでは足りないのでは？）
- 学習データとして必要なのであって、データを手元に置くことは必ずしも必要ない？ 制限的な公開手法の検討
- データの構造化はどの程度必要か／データ形式の提案

16

民間事業者側で必要なアクション

- **技術的な情報提供**
- **民間事業者の要望とりまとめ**
 - 使いやすいAPI
 - 情法公開の範囲・手法
 - データ形式
- **オープン化の推進**
業界標準の策定によるエコシステムの構築

17

民事裁判のIT化の影響は……？

裁判のIT化により裁判実務が大きく変わることは確実として、それ以外に影響はあるだろうか？

- **法律実務（契約実務、文書管理を含む）におけるIT化のボトルネックの解消**
- **裁判官のリテラシー向上 → 適正な判断**
- **リーガルテック産業の振興**
- **社会全体のIT化の推進（裁判所ですえ……）**

18



弁護士
吉峯 耕平

平成17年第一東京弁護士会登録（修習58期）東京大学経済学部出身。会社法、金商法を中心とする企業法務全般、訴訟等の紛争解決業務。独禁法、下請法。刑事事件。医事法。証券訴訟における損害算定、デリバティブの時価算定が争点となる事案等、経済学的知見や統計分析の訴訟への応用を得意とする。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法部会部会長。

著書等

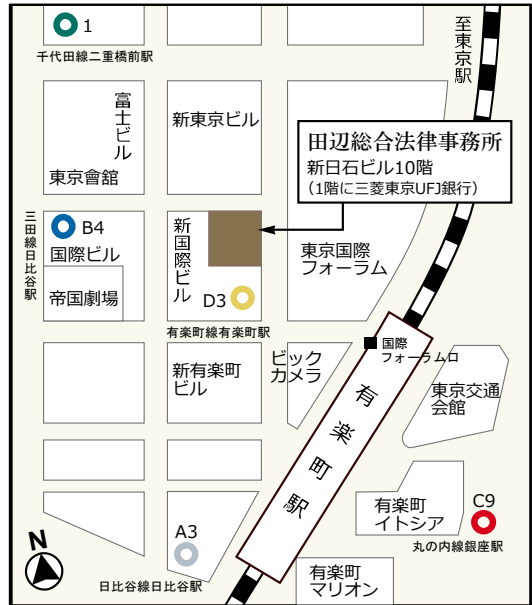
- 「従業員が逮捕された場合には企業はどう対応すべきか」(Lexis企業法務2007.7)
- 「下請法コンプライアンス体制とその盲点」(BLJ2011.8)
- 「企業法務紛争における経済分析」(BLJ 2013.10)
- 『病院・診療所経営の法律相談』(青林書院)
- 「消費税特別措置法」について企業が知っておくべきこと(前編・後編)」(企業実務2013.9.10)
- 「デジタル・フォレンジックの原理・実際と証拠評価のあり方」(季刊刑事弁護第77号)
- 「企業法務のFirst Aid Kit 問題発生時の初動対応」(レクシスネクシスジャパン)
- 『全国版 法律事務所ガイド2014 Vol.2』(商事法務)
- 「株式取得価格決定におけるマーケットモデルを用いた帰帰分析の具体的な方法論-レックス事件を題材に-」(商事法務2071号)
- 『デジタル証拠の法律実務Q&A』(日本加除出版)
- 「デジタル証拠で訴訟に負けないために」(BLJ2016.2)
- 「応招義務と「正当な事由」の判断基準の類型的検討」(日本医師会雑誌 第145巻第8号・共著)
- 「実践！ヘルステック法務 医療・ヘルスケアアプリの類型と法規制」(BLJ2018.1)

連絡先

yoshimine@tanabe-partners.com
http://tanabe-partners.com/

田辺総合法律事務所
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階
TEL:03-3214-3811 FAX:03-3214-3810

田辺総合法律事務所
TANABE & PARTNERS



- | | |
|--------------------|------|
| JR 有楽町駅 (国際フォーラム口) | 徒歩3分 |
| JR 東京駅 (丸の内南口) | 徒歩7分 |
| ● 有楽町線 有楽町駅 (D3出口) | 徒歩3分 |
| ● 三田線 日比谷駅 (B4出口) | 徒歩3分 |
| ● 日比谷線 日比谷駅 (A3出口) | 徒歩4分 |
| ● 千代田線 二重橋前駅 (1出口) | 徒歩5分 |
| ● 丸の内線 銀座駅 (C9出口) | 徒歩7分 |